

## 「JAネットバンク利用規定」の一部改正

「JAネットバンク利用規定」の一部を次のとおり改正する。

Page	改正後	改正前	備考	差分
新:1 旧:1	<b>J A ネットバンク利用規定</b>	<b>J A ネットバンク利用規定</b>		
新:1 旧:1	1 J A ネットバンク	J A ネットバンク		
新:1 旧:1	「J A ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます。)は、パソコンやスマートフォンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下、「払込み」といいます。)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。	「J A ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます。)は、パソコンやスマートフォンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下、「払込み」といいます。)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。		
新:1 旧:1	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		
新:1 旧:1	2 サービス取扱時間	サービス取扱時間		
新:1 旧:1	本サービスの取扱時間は、当会所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。	本サービスの取扱時間は、当会所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。		
新:1 旧:1	3 利用申込み	利用申込み		
新:1 旧:1	(1) 本サービスの利用申込対象者は、当会にキャッシュカード(代理人カードは除きます。以下、同じとします。)発行済みの普通貯金口座(総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、同じとします。)を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当会が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。	(1) 本サービスの利用申込対象者は、当会にキャッシュカード(代理人カードは除きます。以下、同じとします。)発行済みの普通貯金口座(総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、同じとします。)を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当会が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。		
新:1 旧:1	(2) 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当会所定の貯金種類の契約者名義口座(以下、「サービス利用対象口座」といいます。)とします。また、契約者が指定できる口座数は、当会所定の範囲内とします。なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」(以下、「代表口座」といいます。)として届け出いただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	(2) 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当会所定の貯金種類の契約者名義口座(以下、「サービス利用対象口座」といいます。)とします。また、契約者が指定できる口座数は、当会所定の範囲内とします。なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」(以下、「代表口座」といいます。)として届け出いただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。		
新:1 旧:1	4 本人確認	4 本人確認		
新:1 旧:1	(1) 本サービスの利用申込みおよび解約では、当会ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当会に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認(以下、「本人確認」といいます。)を行います。	(1) 本サービスの利用申込みおよび解約では、当会ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当会に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認(以下、「本人確認」といいます。)を行います。		
新:1 旧:1	(2) 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当会に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致のほか、当会が定める方法により本人確認を行います。	(2) 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当会に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致のほか、当会が定める方法により本人確認を行います。		

Page	改正後	改正前	備考	差分
	等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当会所定の手続を行ってください。	等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当会所定の手続を行ってください。		
新:6 旧:6	(4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出てください。当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。	(4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出てください。当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。		
新:6	<u>(5) 不正に使用される恐れがあると当会が判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの利用を一時的に停止します。なお、本サービスの利用停止によって生じた損害について、当会は一切の責任を負いません。</u>			追加
新:6 旧:6	14 解約等	14 解約等		
新:6 旧:6	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当会に対する解約の通知は当会が定める方法によることとします。また、当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当会が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当会に対する解約の通知は当会が定める方法によることとします。また、当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当会が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。		
新:7 旧:6	(2) 当会が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	(2) 当会が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。		
新:7 旧:7	(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。	(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。		
新:7 旧:7	(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。	(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。		
新:7 旧:7	(5) 契約者が次の各号の事由の一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	(5) 契約者が次の各号の事由の一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。		
新:7 旧:7	a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。	a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。		
新:7 旧:7	b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。		
新:7 旧:7	c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当会において契約者の所在が不明となり、当会の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。	c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当会において契約者の所在が不明となり、当会の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。		
新:7 旧:7	d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。	d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。		
新:7 旧:7	e 相続の開始があったとき。	e 相続の開始があったとき。		

Page	改正後	改正前	備考	差分
新:11 旧:11	(2026年4月20日現在)	(2025年10月1日)		変更